文京区立第八中学校ＰＴＡ　規約

第１章　名　称

第１条　本会は、「文京区立第八中学校ＰＴＡ」と称し、所在地を同校内に置く。（東京都文京区千駄木２丁目１９番２２号文京区立第八中学校内）

第２章　目　的

第２条　本会は、保護者と教職員が協力して、家庭および学校における生徒の幸福と成長を図ることを目的とする。

第３章　方　針

第３条　本会は、前条の目的を達成するために次の方針により活動をする。

1. 家庭と学校との連絡によって、生徒の生活環境改善に協力する。
2. 生徒の心身の健全なる発達の向上に協力する。
3. 会員相互の意識を啓蒙し、学校教育への理解を高める。
4. 会員相互の理解を深め、親睦をはかる。
5. 教育を本旨とする民主団体として、特定の宗教や政党にかたよったり営利を目とするような行為は行わない。

第４章　活　動

第４条　本会の活動は役員，委員および全会員の協力によるものとする。

第５章　会　員

第５条　本会の会員は次のとおりとする。

1. 本校に在籍する生徒の保護者。
2. 本校の教職員。

第６章　会費および会計

第６条　本会の経費は会費収入によって賄われる。

第７条　会費は一世帯につき月額１，０００円とする。（年額　１２，０００円 ）
但し教職員および特別の申し出のあるものについては、別に定める。

第８条　本会の会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第７章　役　員

第９条　本会に次の役員および会計監査をおくものとする。

1. 会　長　　保護者　１名
2. 副会長　　保護者若干名と副校長
3. 書　記　　保護者若干名と教員１名
4. 会　計　　保護者若干名と教職員１名
5. 会計監査　保護者２名

第１０条　役員および会計監査の任期は１カ年とし、４月１日から翌年３月３１日までとする。
但し、重任しても差し支えない。

第１１条　役員および会計監査の兼任は認めない。

第１２条　役員および会計監査の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表して総会および実行委員会のすべての集会を召集する。会長又は会長に委任されたものは、職責上役員選考委員会および会計監査委員会を除くすべての委員会に１委員として出席することができる。また、必要ある場合種々の会合に本会を代表して出席する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理をつとめる。
3. 書記は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は本会のすべての金銭の収入支出を掌り、これを正確に記録し、総会において会計監査委員会の監査を経た決算報告をする。
5. 会計監査は会計監査委員会を構成し、本会全般の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第８章　総　会

第１３条　総会は全会員によって構成される。

第１４条　総会は定例総会および臨時総会とする。

1. 定例総会は毎年４月に開催することを原則とする。前年度の決算報告、役員及び会計監査の紹介、委員総会から提出された事業計画および予算案、その他の重要事項に関する審議並びに承認を受ける。
2. 臨時総会は実行委員会の半数以上が必要と認めた場合、または全会員の３分の１以上の要求があった場合に開催する。

第１５条　総会の日時，場所並びに議案は、５日前までに全会員に通知する。

第１６条　総会の定足数は委任状提出数を含め会員の５分の１以上とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第９章　委員総会

第１７条　委員総会は役員、会計監査、専門委員および教職員とで構成される。

第１８条　委員総会は４月に開催する。

４月年度始めに役員選考委員会の報告、各専門委員会の正・副委員長の選出、定例総会に提出する各専門委員会の事業計画および予算案を立案する。

第１０章　実行委員会

第１９条　実行委員会は本会の役員、各委員会の正、副委員長および学校長またはその代理によって構成される。

第２０条　実行委員会は概ね毎月開催、委員の半数以上の出席によって成立する。

第２１条　実行委員会の任務は次のとおりとする。

1. 本会の目的、方針に応じた各種の計画をたてる。
2. 事業計画について審議検討し、実施後に報告を受ける。
3. 会計を補佐し健全な財政の運営に協力する。
4. 必要ある場合、特別委員会を設ける。
5. その他総会によって委任された事項および緊急な事項を処理する。

第２２条　実行委員会における報告および審議事項については、毎回全会員に通知する。

第１１章　委員会

第２３条　委員会は、専門委員会，学級委員会，学年委員会，役員選考委員会，特別委員会および会計監査委員会とする。

第２４条　各委員会は、各学級の保護者から互選により選ばれた委員と教員とで構成し、必要に応じて随時開催する。

第２５条　専門委員会は学級委員会、庶務委員会、広報委員会、厚生委員会とし、各学級より委員を１名を選出する。但し、必要に応じて各専門委員を２名以上の複数選出できるものとする。

第２６条　専門委員会は第４章の方針に沿った活動を次のように分掌する。

1. 学級委員会は学級においてＰＴＡ活動への協力を要請し、活動を取りまとめる。
2. 庶務委員会は家庭と学校および地域との連絡を緊密にし、生徒の生活環境改善に協力する。
3. 広報委員会は学校教育およびＰＴＡ活動に対する理解を深めるべく、これらの広報に努める。
4. 厚生委員会は生徒の心身の健全発達に役立つ事業、または会員相互の親睦を図ることを目的とした事業を実施する。

第２７条　学級委員会は学級から選出された委員および学年所属教員をもって構成し、各学年より学級委員長を１名選出する。

第２８条　学年委員会は各学級委員および学年所属教員をもって構成し、互選により学年委員長を選出する。

第２９条　役員選考委員会は次年度役員および会計監査の選考を行う。１２月中に次の方法により構成する。

1. 役員は互選により１名の選考委員を選出する。
2. 各学年の保護者から２名ずつ選考委員を選出する。
3. 教員は副校長を、選考副委員長とする。
4. 選考委員長は選考委員の中から選出する。
5. 委員長は選考委員会の構成を直ちに全会員に通知する。

第３０条　役員選考委員会は次の方法によって役員および会計監査の選考をする。

1. 役職ごとにそれぞれ選出する。
2. 被選考者には事前に本人の同意を得て発表する。
3. 現１，２年から被選考者を選出する。尚、新１年生から被選考者を選出することもできる。
4. 委員長は、役員および会計監査の構成等選考の結果を３月中に全会員に通知し、過半数以上の承認を受けるものとする。

第３１条　役員選考委員会は、役員および会計監査を選考し、承認された時をもってその任務を終わる。

第３２条　特別委員会は実行委員会の委嘱によって構成し、その目的を遂行する。

第３３条　特別委員会はいかなる事業計画についても実行委員会に図らねばならない。

第３４条　特別委員会は会長の承認を得て委員長が召集し、随時学校長が出席できる。

第１２章　規　約　改　正

第３５条　規約は、総会において出席者の３分の２以上の賛成により改正することができる。
但し、改正案の内容は総会の５日前までに全会員に通知しなければならない。

付　　則

1. 本会に顧問を置くことができる。顧問は重要な会の相談に応ずる。
2. 本規約は昭和23年4月6日から実施する。
3. 昭和26年12月26日臨時総会において規約の一部を改正。即日実施。
4. 昭和29年7月19日総会において規約改正。即日実施。
5. 昭和41年4月27日総会において規約改正。即日実施。
6. 昭和42年5月16日総会において規約改正。即日実施。
7. 昭和43年4月30日総会において規約改正。即日実施。
8. 昭和46年5月17日総会において規約改正。即日実施。
9. 昭和49年4月26日総会において規約改正。
10. 昭和55年2月26日臨時総会において規約改正。
11. 昭和58年12月8日臨時総会において規約改正。
12. 平成元年4月28日総会において規約改正。
13. 平成6年2月5日臨時総会において規約改正。第9,17,18,28,29,30条は即日実施。
    他は平成6年4月1日より実施。
14. 平成7年4月21日総会において規約改正。
15. 平成9年2月13日臨時総会において規約改正。
16. 平成12年2月23日臨時総会において規約改正。
17. 平成14年3月15日臨時総会において規約改正。表題および第1、2、9、12、17、24、27、29、34条。平成14年4月1日より実施。
18. 平成15年5月2日総会において規約改正。
19. 平成21年3月13日臨時総会において規約改正。第7条。
    平成21年4月1日より実施。
20. 平成24年5月2日総会において規約改正。第1条、第29条1、2
21. 平成27年5月15日総会において規約改正。表題および第1,25,26,27,28条。

PTA 慶弔規定

①　学校職員、及び講師に対する慶弔慰金関係

○ 結婚　5,000 円
○ 出産　3,000 円
○ 疾病（2 週間以上）　5,000 円
○ 死亡
　ア 本人　10,000 円
　イ 配偶者　10,000 円
　ウ 子供　5,000 円
　エ 父母　5,000 円

②転退職記念品

○ 在職年数（端数月切り上げ）×@1000 円
　但し、3 年までは、3000 円とする

③PTA 会員及び生徒に対して

○ 死亡
　ア 会員（父母）　10,000 円
　イ 生徒（本人）　10,000 円

但し、次の場合は、役員会で協議の上、決定する

1. 災害、その他必要がある場合
2. PTA 会員の場合は、別途協議し、配慮する

この規定は平成 17 年 4 月 1 日より施行